

千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 千歳市における地域資源の特性と、美しい農村環境を生かした体験型観光のグリーン・ツーリズム及び食農教育を推進するために、千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの普及・啓蒙及び食農教育に関すること。
- (2) グリーン・ツーリズム・食農教育に係る研修会、イベント等の開催に関すること。
- (3) 観光客の誘致促進のための宣伝活動及び情報収集に関すること。
- (4) ファームイン・ファームステイ受け入れに係る連絡調整に関すること。
- (5) その他グリーン・ツーリズム事業の推進に関すること。

(協議会の会員)

第3条 協議会は、協議会の趣旨に賛同し、実践意欲のある個人若しくは法人により構成する。

- 2 所定の手続きにより協議会へ入会を申し込み、年会費を納付する者を会員とする。
- 3 協議会に入会する際には、役員1名、会員1名の推薦を必要とし、幹事会において入会の可否を決定する。

(役員の数及び選任並びに職務)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内(幹事から選任)
 - (3) 監査 2名
 - (4) 幹事 9名以内
- 2 会長は、総会において会員の中から選出をする。
 - 3 副会長は幹事の中から、会長の選任によりこれを定める。
 - 4 監査は、会員の中から、会員の互選によりこれを定める。
 - 5 幹事は、会員の中から、会員の互選によりこれを定める。
 - 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 監査は、協議会の業務執行及び会計状況について監査する。
 - 9 会計及び広報担当を置くことができる。
 - 10 協議会は、次に掲げる関係機関の職員をオブザーバーとして置くことができる。
 - (1) 石狩農業改良普及センター
 - (2) その他、協議会が必要と認めた機関
 - 11 顧問を置くことができる。
 - (1) 顧問は、会長が総会に諮り推挙する。
 - (2) 顧問は、本会の重要事項に関し会長に意見を述べ、又は会長の諮問に応えることができる。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局を、千歳市観光スポーツ部交流推進課に置く。

2 業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(事務局員)

第8条 事務局は、千歳市観光スポーツ部交流推進課職員をもって構成する。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年会費)

第10条 協議会の年会費は、1会員につき2,000円とし、一旦納入した会費は返還しないものとする。

(退会・除名)

第11条 会員は、協議会に書面により退会する旨を届け出ることにより、退会することができる。

2 協議会は次の各号のいずれかに該当する場合は、会員を除名することができる。

(1) 年会費が納入されない場合。

(2) 協議会の運営に支障をきたす恐れのある場合。

(3) 各前号のほか、会員として相応しくないと認められる場合。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月12日から施行する。